



大津市公報

令和3年10月15日
第60号

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 告 示

- 256 道路の区域の変更について..... 1
- 257 道路の供用の開始について..... 1
- 271 公印の改刻について..... 2
- 272 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定について..... 2
- 273 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定の取消しについて..... 2
- 274 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出について..... 3
- 275 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退について..... 3
- 276 生活保護法による指定医療機関の指定について..... 3
- 277 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定について..... 3
- 278 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について..... 4

○ 公 告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 4
- 道路位置指定公告..... 5
- 農用地利用集積計画公告..... 5

○ 教 育 委 員 会 規 則

- 13 大津市立幼稚園規則の一部を改正する規則..... 5

告 示

大津市告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和3年10月1日から同月22日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。
令和3年10月1日

大津市長 佐藤健司

路線名	区 間	変更の前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
市道北7004号線	大津市南船路字大門1019番地先から 大津市南船路字大門1020番地先まで	変更前	2.0~4.1	23.2
		変更後	2.9~6.0	
市道南3314号線	大津市平津二丁目字龍山162番地先から 大津市平津二丁目字龍山162番地先まで	変更前	1.6~2.4	18.0
		変更後	2.6~3.3	

(令和3年10月1日揭示済)

大津市告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和3年10月1日から同月22日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。
令和3年10月1日

大津市長 佐藤健司

路線名	区 間	供用開始年月日
-----	-----	---------

市道北7004号線	大津市南船路字大門1019番地先から 大津市南船路字大門1020番地先まで	令和3年10月1日
市道南3314号線	大津市平津二丁目字龍山162番地先から 大津市平津二丁目字龍山162番地先まで	令和3年10月1日

(令和3年10月1日掲示済)

大津市告示第271号

公印を改刻したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年10月15日

大津市長 佐 藤 健 司

職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印 影
滋賀県大津市長之印	市長名をもって発する一般文書用	商工労働政策課長	令和3年10月15日	新
				旧

大津市告示第272号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次のものを指定した。

令和3年10月15日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年月日	事業所番号
放課後等デイサービス・児童発達支援K A O K A O	大津市長等二丁目1番10号朝日プラザ浜大津103号	株式会社太栄	大阪市住吉区南住吉二丁目6番27-601号	児童発達支援・放課後等デイサービス	令和3年10月1日	2550100164

大津市告示第273号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定したもののうち、次のものの指定を取り消した。

令和3年10月15日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定取消年月日	事業所番号
放課後等デイサービスパピー大津	大津市御陵町1番50号	合同会社CRADLE	京都市山科区音羽乙出町6番地6	放課後等デイサービス	令和3年9月30日	2550100057

大津市告示第274号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和3年10月15日

大津市長 佐藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号
しえんからさき	大津市見世一丁目21番11号	一般社団法人滋賀県介護支援協会	大津市見世一丁目21番11号	就労移行支援	令和3年9月30日	2510101229

大津市告示第275号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから辞退の申出があった。

令和3年10月15日

大津市長 佐藤 健 司

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	辞退年月日
医療法人弘英会琵琶湖大橋病院訪問看護ステーション	大津市真野五丁目1番33号	育成医療及び更生医療	訪問看護	令和3年10月31日

大津市告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定医療機関として新たに指定したものについて、次のとおり告示する。

令和3年10月15日

大津市長 佐藤 健 司

名 称	所 在 地	指定年月日
ワラワラデンタルクリニック	大津市本堅田六丁目2番1号	令和3年9月1日

大津市告示第277号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定医療機関として新たに指定したものについて、次のとおり告示する。

令和3年10月15日

大津市長 佐藤 健 司

名 称	所 在 地	指定年月日
ワラワラデンタルクリニック	大津市本堅田六丁目2番1号	令和3年9月1日

大津市告示第278号

大津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成22年条例第36号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせる手続等を定めたので、大津市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成22年規則第77号）第3条の規定により告示する。

令和3年10月15日

大津市長 佐 藤 健 司

手続等の名称	根拠となる条例等の名称	条項	適用期日
汚水発生施設等の設置の届出に係る氏名等の変更の届出又は汚水発生施設等の使用の廃止の届出	大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則（平成11年規則第64号）	第53条	令和3年11月1日
汚水発生施設等の設置の届出をした者の地位の承継の届出		第54条	
ばい煙等発生施設の設置の届出に係る氏名等の変更の届出又はばい煙等発生施設の使用の廃止の届出		第63条	
ばい煙等発生施設の設置の届出をした者の地位の承継の届出		第64条	
騒音発生施設等の設置の届出に係る氏名等の変更の届出又は騒音発生施設等の使用の廃止の届出		第69条	
騒音発生施設等の設置の届出をした者の地位の承継の届出		第70条	
特定建設作業の実施の届出		第71条第1項	
特定施設等の設置の届出に係る氏名等の変更の届出又は特定施設等の使用の廃止の届出	滋賀県公害防止条例施行規則（昭和48年滋賀県規則第10号）	第17条	
特定施設等の設置の届出をした者の地位の承継の届出		第18条	
ばい煙発生施設の設置の届出に係る氏名等の変更の届出又はばい煙発生施設の使用の廃止の届出		第22条	
ばい煙発生施設の設置の届出をした者の地位の承継の届出		第23条	
指定施設の設置の届出に係る氏名等の変更の届出又は指定施設の使用の廃止の届出	滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例施行規則（昭和55年滋賀県規則第21号）	第8条	
指定施設の設置の届出をした者の地位の承継の届出		第9条	

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条

第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年9月22日

大津市長 佐藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
愛知県安城市三河安城町一丁目 8番地4 スギホールディングス株式会社 代表取締役 杉浦 克典	開発区域 大津市仰木の里東一丁目1 番16、同番17、同番18、同 番19、同番20及び同番21 開発行為に関する工事の区域 大津市仰木の里東一丁目 141番の一部	開発区域 2,515.13㎡ 開発行為に関する 工事の区域 30.60㎡	令和3年 9月22日	第1594号

(令和3年9月22日揭示済)

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

令和3年9月30日

大津市長 佐藤 健 司

地名・地番	申請人の住所・氏名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	本数
大津市南志賀三丁目字下浮田231番 1	大阪府守口市桜町4番17号 敷島住宅株式会社 代表取締役 川島 永好	23.22	5.00	1
大津市一里山二丁目字往還浦1335 番2、同番7、同番8、1342番 4、同番9及び同番16	長浜市小堀町314番地3 株式会社新東陽 代表取締役 國友 清貴	65.70	4.00~6.00	1

(令和3年9月30日揭示済)

農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和3年10月1日

大津市長 佐藤 健 司

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

(令和3年10月1日揭示済)

教育委員会規則

大津市立幼稚園規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年10月15日

大津市教育委員会

教育長 島崎 輝 久

大津市教育委員会規則第13号

大津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

大津市立幼稚園規則（昭和36年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「大津市教育委員会教育長 様」を「(宛先)
大津市教育委員会教育長」に改め、「男 ・ 女」を
削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。